

## 大分市中小企業自主研修応援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業がその従業員等の資質、能力及び技術力の向上を目的として行う研修（以下「研修」という。）の企画及び開催をする際に要する経費を助成することにより、中小企業の体質強化及び競争力向上を図るため交付する大分市中小企業自主研修応援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者のうち個人でない者その他これらに準ずる者として市長が認める者をいう。
- (2) 事業所 本社、支社、工場その他の事業の用に供する施設をいう。

### (補助対象企業)

第3条 補助金の交付の対象となる企業（以下「補助対象企業」という。）は、次に掲げる条件を満たす中小企業とする。

- (1) 本市に事業所を有すること。

(2) 本市の市税に滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する中小企業者は、補助の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

(2) 次のいずれかに該当する事業を営み、又は営もうとする者

ア 公序良俗に反する事業及び補助金の使途として社会通念上不適切であると認められる事業

イ その他市長が適当でないと認める事業

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助

対象企業が本市で行う研修であって、補助対象企業の従業員等（役員、管理職員、パート従業員等を含む。）を受講者とし、その内容が高度な技術及び知識の習得に寄与し、結果として企業体質強化及び競争力向上に繋がると認められるものとする。

ただし、本市の他の補助金等又は他の機関が支給する補助金等を受けて実施する研修及び同一年度に既にこの補助金の交付を受けた中小企業が実施する研修は、補助対象事業としない。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助

対象事業に要する経費（消費税及び地方消費税を含む。）のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 会場借上料
- (2) 講師謝礼金
- (3) 講師招へいに係る交通費及び宿泊費
- (4) 委託料（前2号に掲げる経費に相当するものに限る。）

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、200,000円を限度とする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、大分市中小企業自主研修応援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 市税完納証明書等
- (4) 誓約書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付決定をし、大分市中小企業自主研修応援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(計画変更の申請)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容又は補助事業に要する予算を変更しようとするときは、大分市中小企業自主研修応援事業計画変更申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(実績報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定を受けた事業が完了したときは、完了の日から起算して15日を経過した日又は補助金交付決定の通知を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日まで大分市中小企業自主研修応援事業実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 実施状況報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、大分市中小企業自主研修応援事業補助金確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（請求）

第12条 補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、大分市中小企業自主研修応援事業補助金請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の大分市中小企業自主研修応援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る大分市中小企業自主研修応援事業補助

金について適用し、同日前の申請に係る大分市中小企業自主研修応援事業補助金については、なお従前の例による。